

平成25年12月16日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官 飯田 信彦

平成24年(ワ)第439号 過払金返還請求事件

(口頭弁論終結日 平成25年11月11日)

判 決

山口県 [redacted]

原 告 [redacted]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市 [redacted]

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

同訴訟代理人支配人 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、486万2228円及びうち415万8338円に対する平成24年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告及び株式会社ライフ（以下「被告ら」という。）との間で、金銭消費貸借契約を締結し、継続的な金銭の借入れ及び弁済を行ってきた原告が、被告に対し、利息制限法1条1項所定の制限利息を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金元金及び過払利息が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金415万8

338円及び平成24年11月20日時点の過払利息残額70万3890円並びに前記過払金元金に対する同月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による過払利息の支払を求めた事案である。

1 前提事実

- (1) 被告らは、いずれも貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。被告は、平成23年7月1日、株式会社ライフを吸収合併した。（被告が貸金業者である点につき争いなし、その余につき弁論の全趣旨）
- (2) 原告は、被告との間で、継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約を締結し、その基本契約に基づいて、別紙計算書1の「年月日」欄記載の各日に、当該日の対応する「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返し（甲1、乙1）、また、株式会社ライフとの間で、前同様の基本契約を締結し、その基本契約に基づいて、別紙計算書2及び同3の各「年月日」欄記載の各日に、当該日の対応する「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返した（甲2、乙L1）（以下、別紙計算書1、2、3による各取引を併せて「本件各取引」という。）。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

- (1) 被告らが悪意の受益者に該当するか

（原告の主張）

被告らは、貸金業者として、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないのであるから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者に該当する。

（被告の主張）

被告らは、貸金業法43条1項のみなし弁済の要件である同法17条1項、18条1項の書面（以下「法定書面」という。）について、当時の裁判例等を踏まえて、これを借主に対し交付する十分な体制を整備し、各借主に対し各取引ごとに交付する体制を整えてきた。この交付に関し、被告らは行政処分等を受けたことがない。また、被告らは、法定書面のうち、貸金業法17条1項及び同法施行規則13条1項所定の記載事項のうち返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額についてはリボルビング契約の性質上記載することができないので、これに準じた次回支払期日及び次回返済金額を記載し、同法18条1項及び同法施行規則15条1項所定の記載事項のうち契約年月日、貸付けの金額及び債務者の商号、名称又は氏名については同法施行規則の規定に従い契約番号等を記載することでその記載を省略していたが、これらの不記載は、法定書面の要件を欠くことにはならないし、平成18年1月13日の最高裁判決が言い渡されるまでは、上記の不記載があってものみなし弁済の成立を肯定する裁判例や学説があるなど、法定書面の要件を柔軟に解する余地があり、これらの不記載があってものみなし弁済が成立すると解されていた。

これらのことからすれば、被告らには、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があつたのであり、被告らは悪意の受益者に該当しない。

(2) 過払金に対する利息がいつから発生するか

（原告の主張）

別紙計算書のとおり、過払金に対する利息は、過払金発生時から発生する。

（被告の主張）

過払金に対する利息は、訴状送達の日翌日から発生する。

(3) 過払金に対する利息が新たに発生した借入金債務に充当されるか

（被告の主張）

充当されない。

(原告の主張)

充当される。

(4) 被告らが善意の場合の返還すべき範囲について

(被告の主張)

原告に返還すべき額は、現存利益の範囲に限られるべきであり、少なくとも法人税額等は控除されるべきである。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告らは悪意の受益者に該当するか) について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される(最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁,最高裁平成18年(受)第1666号同19年7月17日第三小法廷判決・集民225号201頁参照)。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判決(平成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集第60巻1号1頁(以下「平成18年1月13日判決」という。))の言渡し以前にされた上記期限の利息喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないという

べきである（最高裁平成20年(受)第1728号同21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁）。

そうすると、本件各取引のうち、平成18年1月13日以前の取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の他の貸金業法43条1項の要件の充足の有無、これを充足しない場合、同項の適用があるとの被告の認識の有無、これがあるときは、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情の有無を検討し、同日より後の取引については「任意に支払った」という要件も含めた同項の各要件について上記同様の検討をする必要がある。この点、被告は、本件各取引の一部について被告自身が設置する被告用のATMによるジャーナル等（乙3の1ないし3、4、5の1ないし4）を書証として提出するが、これらによつては、被告らが本件各取引について、借入れ、返済の都度、貸金業法43条の適用要件である法定書面又は被告が法定書面と認識する書面を交付していたことを認めるには足りないというべきであり、ほかにそのように認めるに足りる証拠はない。なお、被告は、法定書面を交付する業務体制を構築していたことの立証で足りるかのような主張をするが、その当時の一般的な業務体制として要件を充足する行為をしていたというのみでは不十分であり、採用できない。また、被告のATMによる支払の場合に被告が法定書面と認識する書面が交付されていたとしても、その内容がリボリング形式の契約において法定書面の要件を十分満たすものであったかは疑問があり、前記で被告自身が自認するとおり、被告ら交付の書面には法定要件の一部の不記載が存するところ、これらの不記載について被告の解釈を容認する裁判例や学説が相当数あったとの事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、仮に被告らが、みなし弁済の適用があるとの認識を有していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる前記の特段の事情があると認めるに足りる事情は認められない。したがって、被告らは、悪意の受益者に当たるといふべきである。そうすると、被告らが善

意であることを前提とする前記第2の2(4)記載の被告の主張についても、これを採用することができない。

2 争点(2) (過払金に対する利息がいつから発生するか) について

被告は、過払金に対する利息が訴状送達の日翌日から発生すると主張する。しかし、悪意の受益者は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない、このことは、金銭消費貸借が基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった場合も同様である（最高裁平成21年（受）第1192号第二小法廷判決・集民231号477頁）。そして、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付とその返済が繰り返される金銭消費貸借取引が行われた場合、当該基本契約は、基本的に過払金充当合意を含むというべきであり（最高裁平成18年（受）第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）、本件各取引は、前記前提事実(2)のとおり、いずれも同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約に基づくもので、これらの基本契約は過払金充当合意を含むといえる。そうすると、過払金に対する利息は、別紙計算書のとおり、過払金発生時から発生するというべきである。

したがって、被告の主張は採用することができない。

3 争点(3) (過払金に対する利息が新たに発生した借入金債務に充当されるか) について

被告は、過払金に対する利息が新たに発生した借入金債務に充当されないと主張する。しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充

当すべきものと解するのが相当であるところ（最高裁平成22年（受）第1983号同25年4月11日第一小法廷判決・判例タイムズ1392号61頁），前記第3，2のとおり，本件各取引に係る基本契約はいずれも過払金充当合意を含むものであり，本件各取引においても，過払金について発生した法定利息がまず新たな借入金債務に充当されるというべきである。

したがって，被告の主張は採用することができない。

- 4 よって，被告は，悪意の受益者として，原告に対し，過払金元金に対して年5分の割合による利息を付して返還すべき義務があり，原告は，被告に対し，別紙計算書1，同2及び同3のとおり，平成24年11月20日時点における過払元利金486万2228円及びうち過払元金415万8338円に対する同月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による過払利息の支払請求権を有する。
- 5 以上によれば，原告の請求は，理由があるから認容し，仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととして，主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 遠 藤 謙 太 郎

これは正本である。

平成25年12月16日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 飯田 信

